

こうち人づくり広域連合人づくり推進基金条例

平成15年1月20日

条 例 第 5 号

(設置)

第1条 こうち人づくり広域連合の運営及び事業の推進に関する経費の財源に充てるため、こうち人づくり広域連合人づくり推進基金(以下「基金」という。)を設置する。

(基金の積立て)

第2条 基金に積み立てる金額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 こうち人づくり広域連合長(以下「広域連合長」という。)は、基金の設置目的を達成するため必要があると認めるときは、一般会計歳入歳出予算の定めるところにより、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 広域連合長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。